

# 『 軽費老人ホーム(ケアハウス)重要事項説明書 』

当施設はご利用者に対して軽費老人ホームのサービスを提供します。 施設の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 〔目次〕

1. 事業者の概要	2
2. 施設の概要	2
3. 事業の目的と運営方針	2
4. 職員の配置状況	3
5. 施設サービスの概要	3
6. 利用料金	4
7. ご相談・苦情の受付について	6
8. 協力医療機関	7
9. 災害時の対応	7
10. 感染症対策	7
11. その他留意点	8

## 1. 事業者(法人)の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 長岡福祉協会  
(2) 法人所在地 〒940-2135 新潟県長岡市深沢町高寺2278番地8  
(3) 電話番号 0258-46-6053  
(4) 代表者氏名 理事長 田宮 崇  
(5) 設立年月日 昭和53年10月11日

## 2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）  
(2) 施設の名称 ケアハウス小千谷さくら  
(3) 施設の所在地 〒947-0041 新潟県小千谷市小栗田2732番地13  
(4) 電話番号 0258-82-1080  
FAX番号 0258-82-1086  
(5) 代表者氏名 施設長 佐藤 佳代  
(6) 開設年月日 平成15年4月1日  
(7) 入居定員 30人  
(8) 施設の概要

敷地面積		8,603.940 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造3階建
	面 積	2,380.535 m <sup>2</sup>

### ア 居室

居室の種類	室 数	備 考	
個室	26室	28 m <sup>2</sup>	約17畳
夫婦部屋	2室	56 m <sup>2</sup>	約17畳2間 居室に間仕切り ドアあり
合 計	28室	[居室の設備] 洗面台、トイレ、ミニキッチン、 エアコン、クローゼット、 ナースコール(2か所)	

### イ 主な設備

設備の種類	室 数	備 考
食堂	2室	
談話室	2室	2階と3階に各1室
相談室	2室	2階と3階に各1室

### 3. 事業の目的と運営の方針

#### (1) 施設の目的

老人福祉法（平成6年法律第56号）の理念に基づき、高齢者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。

#### (2) 当施設の運営方針

- 1) 衣・食・住の安全、安心を確保した施設つくりに努めます。
- 2) 一人ひとりの状態に適応するケアの充実に努めます

### 4. 職員の配置状況

職種	常勤換算（指定基準）
1. 施設長	1名（1名）
2. 生活相談員	1名（1名）
3. 介護職員兼栄養士	1名（1名）

※調理業務は、給食業務委託業者（株）マイステルジャパンが行います。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務時間帯
1. 施設長	早番… 7：30～16：00
2. 生活相談員	日勤… 8：30～17：00
3. 介護職員兼栄養士	遅番… 10：00～18：30

※上記を基本の勤務時間としますが入居者の状況、生活環境の変化に合わせて上記以外にも勤務時間を設けております。

### 5. 施設サービスの概要

種類	内容
食事の提供	入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランス及び高齢者の健康を考慮した食事を3食提供します。特に医師の指示のある場合は、その指示により特別の食事を提供します。
各種生活相談及び助言	職員は、入居者から生活面での諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行います。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に支援を行います。

緊急時の対応	入居者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。職員は医療機関への連絡とともに、緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
保健衛生	入居者の健康診断とインフルエンザの予防接種を行い、その記録を保存します。また、健康の維持、疾病の予防等の助言や協力をします。
その他、施設が必要と認める日常生活上の援助	上記以外に日常生活上の援助を必要とする状態で施設が認める場合には支援を行います。介護保険サービス、他サービス利用に関して関連機関との連絡調整等を行います。

## 6. 利用料金

(1) 利用料金の詳細については、別紙料金表をご参照ください。

○居住に要する費用(月額)

22,000円

○生活費(月額)

45,652円

○サービスの提供に要する費用(月額)

金額は下記の算出表により算出されます。

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円

9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円 以上	86,900円

※前年の収入によって金額が変動します。

※退所後にお荷物をお預かりしている間は利用料が発生します。

#### 〈補足〉

- 1) 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 2) ご夫婦の場合、二人の収入及び必要経費を合算した額の2分の1がそれぞれ個々の対象収入と見なします。（100円未満は切り捨て）  
その額が150万円以下の場合のみ、上表から30%減額した7,000円となります。

#### ○冬季加算(月額 11月～3月のみ)

6,276円

#### ○その他実費

- 1) 居室で使用する水道光熱費(電気・水道代)。  
水道光熱費については居室ごとのメーター検針に基づき算出し、翌月の利用料と合わせてご請求いたします。
- 2) 電話や新聞に関しては業者との個人契約となります。

#### ○食事キャンセルに伴う返金。

14日前までに食事キャンセルの届出があった場合、食材料費相当分を翌月の利用料から差し引かせていただきます。

#### (2) 利用料金のお支払い方法

毎月の利用料は、原則として下記の方法にてお支払い下さい。

入退去等により1ヶ月に満たない期間の利用料は、日割り計算した金額とし

ます。

○金融機関口座からの引き落とし

ご利用できる金融機関：第四北越銀行のみ

毎月25日に口座引落しさせていただきます。

但し、土日曜日・祝祭日などにかかる場合は、後の銀行営業日とします。

## 7. ご相談・苦情の受付について

(1) ご相談または苦情などの窓口は次のとおりとなっています。

相談窓口①

新潟県小千谷市小栗田 2732 番地 13

『ケアハウス小千谷さくら』 事務室

○電話番号 0258-82-1080

○窓口開設時間 午前8時30分～午後5時まで

○担当者 佐藤 佳代（苦情解決責任者）

○その他 1階廊下に意見箱を設置しています。

相談窓口②

新潟県小千谷市小栗田 2732 番地 13

『ケアハウス小千谷さくら』 事務室

○電話番号 0258-82-1080

○窓口開設時間 午前8時30分～午後5時まで

○担当者 井上 朝美（苦情受付担当者）

○その他 1階廊下に意見箱を設置しています。

相談窓口③

○氏名 小柴昭彦（第三者委員）

電話番号 025-261-0404

○氏名 鈴木敏子（第三者委員）

電話番号 080-1108-4189

(2) 当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関

『新潟県運営適正化委員会』

〒950-8575

新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟県社会福祉協議会内

○電話番号 025-281-5609

## 8. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

医療機関の名称	社会福祉法人 長岡福祉協会 小千谷さくら病院
所在地	小千谷市小栗田 2732 番地
診療科	内科、神経内科、リハビリテーション科

## 9. 災害時の対応

- (1) 災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
- (2) 事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、地域との連携に努め、事象別の非常災害に関する具体的計画（業務継続計画）として災害時対応マニュアルを策定しております。
- (3) 避難訓練を年2回以上実施。入居者も参加していただきますので協力をお願いいたします。

## 10. 感染症対策

事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、感染対策委員会の設置及び開催・指針の整備・研修の実施をしております。

※感染症によって面会制限が発生する場合があります。

## 11. 高齢者虐待の防止

事業者は、高齢者虐待の防止への取り組みを図るため、虐待防止検討委員会の設置及び開催、指針の整備、研修の実施を行います。

また、サービス提供中に、職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報し、必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	佐藤 佳代（施設長）
-------------	------------

## 12. その他留意点

- (1) 入居時お渡しした居室の鍵を使用し、合い鍵を作らないようにお願い致します。また鍵を紛失した場合にはドアノブ一式を交換し、その費用を請求させていただきますのでご了解願います。
- (2) 健康増進法の一部改正により、受動喫煙防止の観点から、施設内（ベランダも含む）での喫煙はお断りします。  
また館内、居室を含む敷地内は火気厳禁です。  
線香、ろうそく等の使用は禁止とさせていただきます。
- (3) 他の入居者に対しての宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- (4) 施設内の器具備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損や不具合が生じた際は賠償していただく場合がございます。
- (5) 利用者又は家族から、職員が「暴言・暴力・セクシャルハラスメント等」を受けた場合、契約の解除を検討いたします。